

ALPS処理水の処分に関する 基本方針の実施状況と今後の対策の方向性について

**令和8年8月24日
廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局**

ALPS処理水の処分に関する基本方針の実施状況と今後の対策の方向性について

1. この1年の取組状況

- 昨年の関係閣僚等会議において確認した「今後の対策の方向性」を踏まえ、①安全確保、説明・情報発信、②風評影響対応、なりわい継続支援、③将来技術の検討等を引き続き実施してきた。
- 具体的には、水産業支援に万全を期すべく措置した令和6年度補正予算及び令和7年度予備費等を活用し、国内加工体制強化・販路開拓支援や漁業者がなりわい継続するための支援を実施した。また、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない日本産水産物の輸入規制の撤廃を求め、首脳間のやりとりを含め政府一丸となった働きかけを実施してきた。

2. 現状の評価

- ALPS処理水の海洋放出は、これまでのモニタリングの結果やIAEAの評価から、引き続き、安全であることが確認されている。
- 一部の国・地域による輸入規制措置による影響を除き、魚価の大幅低下などの大きな風評影響が生じているという声は聞かれていない。また、輸入規制強化等による影響の大きかったホタテについては、2025年に処理水放出前の2022年の輸出額水準まで回復。ただし、2025年のホタテの輸出量については、2022年の輸出量の約7割（原貝ベース）。
- 一方で、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制措置は継続。中国は、令和7年6月に日本の一部地域（37道府県）の水産物の輸入を回復する公告を発出しており、今後とも「日中間の共有された認識」をしっかりと実施していくことが重要。
- さらに、長期にわたるALPS処理水の放出による漁業の将来への不安・懸念を払拭するため、引き続き、対策を実施する必要がある。

3. 今後の対策の方向性

- これまでの関係閣僚等会議において確認した「政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む」という方針に変わりはない。①安全確保、説明・情報発信、②風評影響対応、なりわい継続支援、③将来技術の検討等を、引き続き、実施する。
- 以下の取組を引き続き実施する。
 - ・ 安全確保に万全を期し、IAEAの評価も含め、国内外に向けて科学的根拠に基づき、透明性高くわかりやすい情報発信に努めていく。
 - ・ 一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制措置について、あらゆる機会をとらえて撤廃を強く求めていく。中国に対しては、引き続き日本側輸出関連施設の速やかな再登録を含め、水産物の輸出の円滑化を働きかけるとともに、残された10都県産水産物の輸入規制の撤廃等を強く求めていく。
 - ・ 引き続き、輸入規制等の影響を大きく受けた日本産水産物について、三陸・常磐ものの魅力発信を含む国内消費拡大や、海外販路拡大等の必要な対策を実施する。
 - ・ 我が国漁業のなりわい、事業を活力ある形で、子や孫の世代まで持続的に引き継いでいけるよう、基金の執行状況を踏まえつつ、ALPS処理水放出の影響を受ける漁業者を取り巻く状況等に応じた国内生産持続のために必要な対策を引き続き実施する。

(参考) この1年の主な取組 (ポイント)

① 安全確保／国内外への説明・情報発信

- 国と東京電力が実施する安全確保の取組について、海洋放出開始後5回目のIAEAによるレビューを令和7年12月、6回目を令和8年5月に実施。令和8年4月公表の5回目の報告書では、引き続き「関連する国際安全基準の要求事項と合致しないいかなる点も確認されなかった」ことが明記され、海洋放出が安全に行われていることを確認。
- 原子力規制委員会は、海洋放出が実施計画に基づいて適切になされていることを継続して確認。東京電力には、緊張感を持った対応を引き続き求めた。
- 国・東京電力等がモニタリングを実施し、海洋放出が安全に行われていることを確認し、結果を多言語で情報公開。
- ALPS処理水の放出の安全性等について、新聞やWeb広告等を用いた広報、説明・意見交換、国際会議の場での情報発信等、国内外へ情報発信を継続。
- 一部の国・地域による科学的根拠に基づかない日本産水産物の輸入規制の撤廃を求め、政府一丸となって働きかけ。

② 風評影響対応／なりわい継続支援

- 被災地の水産業支援を実施。また、全国の漁業者のなりわい継続支援のための500億円の基金を活用し、全国の漁業者への支援を実施。
- 大手コンビニエンスストア等と連携した「三陸常磐食べようフェア2026」の開催等、三陸・常磐ものの販促イベントを実施。また、1,400者超が参加する三陸・常磐ものネットワークの会員企業等により、「三陸・常磐ウィークス（第5弾）」にて、約38万食の弁当・社食等が提供。
- 加工・流通・小売事業者等に対し、ALPS処理水の安全対策や風評対策に関する情報提供を継続的に実施。
- ブルートゥリズム推進支援事業等による観光需要創出や、ツール・ド・ふくしま支援等による交流人口拡大に向けた取組を実施。
- 全国の水産業を支援するため、令和6年度補正予算及び令和7年度予備費と合わせて90億円措置し、水産物の一時買取・保管等の需要対策や、国内加工体制強化等の支援等を実施したほか、日本産水産物の商談イベント等による販路開拓への支援等も実施。また、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施するよう東京電力を指導。

③ 将来技術等

- 汚染水発生量抑制に向けた取組を継続し、令和7年度の汚染水発生量を約60m³/日まで低減。
- トリチウム分離技術について、東京電力においてフィージビリティスタディ等を通じた実用化に向けた検討を進めるとともに、国としても文献調査を通じて国内外の技術動向を注視。

基金等の概要及び執行状況（8月21日時点）

1. 需要対策支援（基金（R3補正300億円） + R5予備費（101億円+55億円） + R5補正（71億円） + R6補正（120億円）） + R7予備費（20億円）

- 風評影響を受けた水産物の一時的な買取り・保管や販路拡大、通関に支障が生じた場合に販路を転換する際の輸送料等を支援（予備費と補正はホタテ・ナマコのみ）。
- 以下のとおり交付決定を実施。引き続き、申請受付中。
 - ・ 買取保管102件
 - ・ 販路拡大71件（学校給食型32件、社食型1件、創意工夫型19件、EC型19件）
 - ・ 出荷調整21件
- また、R5予備費では、海外販路開拓支援等に向け、JETRO・JFOODOを通じ国内外約290件の商談イベント等を開催。

2. 漁業者の事業継続支援（基金（R4補正500億円+R6補正113億円））

- 持続可能な漁業継続を実現するため、新たな魚種・漁場開拓等に係る漁具等の必要経費の支援、省燃油活動等を通じた燃油コスト削減に向けた取組に対しての支援等を実施。
- 第1期（1～4次）申請で**389件**、第2期（1～3次）申請で**377件の交付決定を実施**。引き続き申請受付中。

3. 国内加工体制の強化（R5予備費（51億円） + R5補正（18億円） + R6補正（15億円））

- 中国の禁輸措置により影響を受けたホタテ等の加工プロセスの国産化に向けて、機器導入と人材活用を支援するとともに、輸出拠点となる加工工場建設を支援（加工工場建設支援についてはR5補正のみ）。
- R5予備費では、機器導入については**43件**、人材活用については**10件**の交付決定を実施。R5補正では、加工工場建設については**2件の交付決定を実施**。
- R6補正では、機器導入については**20件**、人材活用については**1件の交付決定を実施**。引き続き申請受付中。

ALPS処理水放出に伴う水産業への支援策（総額1,374億円）

1. 風評により生じる需給ギャップ解消に向けた支援

（1）300億円基金（R3補正で措置）

- 風評影響を受け価格が低下した水産物への支援
 - ✓ 風評被害を受け価格が下落した水産物を漁協等での一時買取・保管支援
 - ✓ 養殖の出荷調整支援
 - ✓ ECサイトへの出店など、新たな販路拡大に向けた個別事業者の取組支援

（2）R5予備費（207億円）、R5補正（89億円）、R6補正（140億円）、R7補正（5億）、R7予備費（20億円）

- 一部の国・地域の輸入規制強化を受け、輸出減が顕著な品目（ホタテ等）を対象に、水産業の特定国・地域依存を分散するための新規需要開拓への支援
 - ✓ 一時買取・保管支援（加工業者を含む）
 - ✓ ECサイトへの出店など、新たな販路拡大に向けた個別事業者の取組支援
 - ✓ 国内加工体制の強化に向けた設備の導入、加工拠点整備支援
 - ✓ 水産物の消費拡大支援（需要創出に向けた魚食振興イベント等）
 - ✓ 輸出後に第三国や国内に販路を変更する際の一時保管料やシップバック等の輸送料に対する支援

2. 漁業者のなりわい継続に向けた支援

500億円基金（R4補正で措置、R6補正で113億円積み増し）

- 全国の漁業者やその後継者が子々孫々まで安心して漁業を続けられるようにするための対応
 - ✓ 新たな魚種・漁場開拓、海浜清掃
 - ✓ 燃油コスト削減に資する航行（全速航行を避ける）の取組
 - ✓ 省エネに資する機器導入
 - ✓ 魚箱の共同購入

(参考) ALPS処理水の海洋放出における取組状況

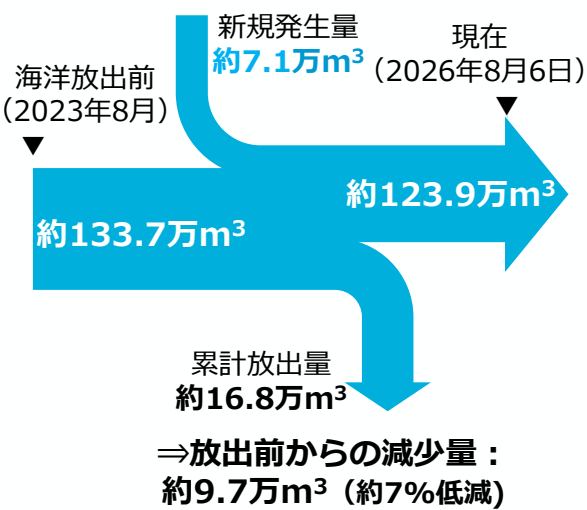
- 2026年度は、約62,400m³（トリチウム総量約11兆ベクレル）のALPS処理水を8回に分けて放出する計画。8月17日に2026年度第4回（通算第22回）放出を完了。
- これまでのモニタリング結果やIAEAによる評価からALPS処理水の海洋放出が安全であることが確認されている。
- ALPS処理水等*の貯蔵量は、海洋放出前から約7%低減。2025年2月14日、ALPS処理水の放出に伴い使用しなくなった**タンクの解体作業に着手**。2026年8月21日時点で**17基解体済**。空けた区画には、燃料デブリ取出し作業の関連施設等の設置を予定。

2026年度ALPS処理水放出実績・計画

	放出開始時期（終了日）	水量	トリチウム濃度（希釈前）	トリチウム総量
①	2026年 4月2日（～4月20日）	7,865m ³	24万 Bq/L	約1.9兆 Bq
②	6月1日（～6月20日）	7,927m ³	17万 Bq/L	約1.3兆 Bq
③	7月6日（～7月24日）	7,894m ³	17万 Bq/L	約1.3兆 Bq
④	7月30日（～8月17日）	7,888m ³	17万 Bq/L	約1.3兆 Bq
⑤	8～9月	約7,800m ³	16万～17万 Bq/L	約1.3兆 Bq
⑥	9～10月	約7,800m ³	15万～19万 Bq/L	約1.3兆 Bq
⑦	10～11月	約7,800m ³	19万 Bq/L	約1.5兆 Bq
点検（測定・確認用設備 A群タンクの本格点検含む）				
⑧	2027年2～3月	約7,800m ³	19万 Bq/L	約1.5兆 Bq

※Bq=ベクレル

ALPS処理水等*の貯蔵量の低減**



*ALPS処理水等：ALPS処理水及び処理途上水
**各数値は四捨五入のため、合わない場合がある。

処理水の放出に伴うタンクの解体



（提供：東京電力ホールディングス）

1. レビュー

- 海洋放出開始後もALPS処理水の取扱いに関する安全性を確認するために、IAEAレビューを実施。
(第1回～第6回：令和5年10月、令和6年4月・12月、令和7年5月・12月、令和8年5月)
- これまでにIAEAから公表された報告書では、引き続き「関連する**国際安全基準の要求事項と合致しない点も確認されなかった**」と評価され、海洋放出が安全に行われていることが確認された。
(令和6年1月・7月、令和7年3月・9月、令和8年4月)

2. モニタリング (分析機関間比較)

- ①日本の海域モニタリング結果や、②東京電力によるALPS処理水の分析結果を裏付けるための分析機関間比較に向けた試料採取を実施。(①令和5年10月、令和6年10月、令和7年9月、②令和6年6月、令和7年7月、令和8年7月)
- これまでにIAEAから公表された上記①②の報告書では、**日本の分析機関や東京電力が、高い能力を有している**と評価されている。(①令和6年12月、令和7年3月、②令和7年3月)

3. 追加的モニタリング

- 令和6年9月、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から、関係国の関心を踏まえ、我が国とIAEAとの間で、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングを実施することで一致。
- 同年10月以降、**追加的モニタリングをこれまで10回実施**しており、IAEA関係者及び第三国分析機関の専門家が試料を採取。
- これまでにIAEAから公表された報告書(以下①～④)ではいずれも、各参加分析機関から報告された測定結果は、「計画された通りのALPS処理水の海洋放出が**人及び環境に与える放射線影響は無視できるほど**」とするIAEA包括報告書の結論と整合している旨が確認されている。

採取時期	参加した第三国分析機関	採取・分析対象
①令和6年10月	中国・韓国・スイス	海水
②令和7年2月	中国・韓国・スイス	海水・水産物
	中国・フランス・韓国・スイス	海水希釈前のALPS処理水
③令和7年4月	中国・韓国・ロシア・スイス	海水希釈後のALPS処理水
④令和7年6月	ベルギー・中国・韓国・ロシア・スイス	海水希釈前のALPS処理水

⑤令和7年9月	中国・韓国・ニュージーランド・ロシア・スイス	海水・水産物
⑥令和7年12月	中国・韓国・ロシア・スイス	海水希釈後のALPS処理水
⑦令和8年2月	中国・韓国・ロシア・スイス	海水・水産物
⑧令和8年5月	中国・韓国・ロシア・スイス	海水希釈前のALPS処理水
⑨令和8年6月	中国・韓国・スイス	海水・水産物
⑩令和8年7月	中国・韓国・ロシア・スイス	海水希釈後のALPS処理水

(参考) 輸入規制への対応

- 平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、55ヶ国・地域が輸入規制を導入。
 - 令和5年8月のALPS処理水の海洋放出開始に伴い、中国、香港、マカオ、ロシアは、原発事故後の規制に比べ、水産物等に対する輸入停止の範囲を拡大。
 - ALPS処理水の海洋放出等に伴う科学的根拠に基づかない日本産水産物の輸入規制については、首脳を含め、あらゆるレベルで規制の撤廃を強く求めている。
- ◆ 日本産水産物の対中輸出再開
- 令和6年9月、日中両政府は、ALPS処理水の海洋放出と中国による日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」を公表。中国側は、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、科学的証拠に基づき、規制措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。
 - 令和6年10月以降、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングが実施され、中国を含む参加国の分析機関が参加。
 - 令和7年6月、中国政府は、日本の一部地域（37道府県）の水産物の輸入を回復させる公告を発出。
 - 今後とも「日中間の共有された認識」をしっかりと実施していくことが重要であり、中国側に対しては、引き続き日本側輸出関連施設の速やかな再登録を含め、水産物の輸出の円滑化を働きかけるとともに、残された10都県産の水産物の輸入規制撤廃などを強く求めている。

<東京電力福島第一原子力発電所事故後に輸入規制を措置した55ヶ国・地域の状況（令和8年8月21日時点）>

措置の内容	国・地域の数
規制措置を撤廃済	50 〔台湾 令和7年11月21日に検査報告書等の要求を撤廃〕
輸入停止を実施中	5 〔水産物の輸入規制の詳細 全面停止：ロシア※1 10都県※2：中国※1、香港※1、マカオ※1 8県※3：韓国※4〕

※1 ALPS処理水の放出開始後、水産物に対して輸入停止を拡大。

※2 福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野

※3 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉

※4 東京電力福島第一原子力発電所事故後、輸入停止を継続。